

## 集治監を核とした集落の形成と住民の集治監像

小 口 千 明

## 一 はじめに

近年の歴史地理学では、過去の景観を復原するだけでなく、その当時の人々の認識に基づいてその景観を説明しようとする努力が求められるようになってきた<sup>(1)</sup>。この動向は、過去の事象を、現代の感覚で説明することを厳しく戒めている。しかし、では実際に過去の認識と現代の認識とはどこが異なるのかということになると、現在までのところ十分に説明されているとはいえない。

この問題にはさまざまなアプローチが考えられているが、筆者は次のような方法が有効であると考えている。すなわち、過去だけに注目するのではなく、出発点として、認識の状況が把握しやすい現代をまずおさえ、それをもとに現代と過去との対比によって、過去の認識の特徴を見出そうとするのである。いうまでもなく、歴史地理学ではすべての認識を対象とするのではなく、空間的行動の基盤となるものを問題にする。そこで本稿では、行刑施設を指標として取り上げ、それに対する人々の空間的行動を、現代の状況と、明治期の北海道における状況とを対比することに

した。ただし、重点は過去の側にある。本稿の研究目的は、明治期に北海道に建設された行刑施設——具体的には集治監——に対する当時の人々の認識を、集落の形成という観点から明らかにすることである。

集治監に注目することは、前述のように、認識追究の上での有効性をもつが、同時に、それが明治期の北海道開発に寄与したことも見逃せない。従来の北海道に関する歴史地理学的研究では、明治期の事象として、屯田兵村と農業開拓移住の展開がとりわけ強調される傾向にあった。しかし、屯田兵にしても、一般人植にしても、初期のもの以外は集治監の囚徒による基盤形成のうえに存立する。まさに、山田誠が「囚人労働がもった意味は、北海道開拓史の上で、決して軽視することができない」<sup>(3)</sup>と述べる通りである。本稿は、従来あまり注意が払われなかったこの集治監の問題に、光をあてようという意図もあわせもつ。近代日本の形成に、北海道の存在が極めて重要な意味をもつことを考えれば、近代を歴史地理学的に論ずるうえで、集治監の問題は欠くことのできないテーマである。

## 二 現代における行刑施設と周辺住民の対応

行刑施設とは、犯罪者あるいは被疑者を収容する施設であり、刑務所と拘留所とをさしている。これらの施設は、現代において周辺住民からどのような対応を受けているのであろうか。行刑施設に関する地理学的研究としては、田中啓爾によるものがある<sup>(3)(4)</sup>。田中は、特殊病院や火葬場など<sup>(5)</sup>とともに、刑務所の立地点が大都市内部における地位層画定の指標となることに着眼した。そして、これら諸指標をまとめて「周辺性の現象」<sup>(6)</sup>とよび、都市化によってそれらが遠心的に移動する性質をもつことを論じた。

ところで、刑務所移転の原動力は、具体的に何か。田中が言及しなかったこの点について、全国的な動向をふまえ

て検討してゆきたい。現在、日本には刑務所が七四(7)、拘留所が七存在する。法務省によれば(8)、一九五五年以降現在までに、すでに移転を完了した施設は、両者合わせて三六(9)である。さらに、それらの移転事由を法務省の区分に従ってみてゆくと、「法務省が独自に移転したもの」が六、「地方公共団体等との話し合いにより移転したもの」が三〇となる。ここでいう「話し合い」とは、地元からの移転要請を受けて法務省が了解したという意味である(10)。つまり、実態としては、地元から存続を拒否されたとみてよい。したがって、行刑施設の八三%が、地元から追放されたかたちとなる。少年院や鑑別所を加えた矯正施設全体では、その率が八六%にのぼる。このように、近年の全国的な動向をみると、これらの施設は住民からの圧力によって、そのほとんどが移転したのである。東京都の中野刑務所周辺では、移転を求める運動が三十年近く続けられている(11)。また、旧美鴨刑務所に対しては、一九二五(大正一四)年当時、すでに移転を望む住民の声があった(12)。

ただし、注意をしなければならないが、住民は、行刑施設の存在を否定しているのではない。身近に行刑施設が存在することを嫌っているのである。住民運動の要求が、施設の廃止ではなく、移転であるところからみて、これは明らかである。つまり、嫌われているのは行刑施設が存在する空間である。いわば、その空間は「嫌われた空間」として認識されているのである。このような動向は、時間的、空間的に普遍性をもつのであろうか。ここで、北海道の集治監に目を移したい。

### 三 北海道における集治監の建設と展開

#### (一) 集治監設立の背景

表 1 道内各集治監における囚徒数および職員数の推移

(単位：人)

年	樺 戸		空 知		釧 路		網 走		十 勝	
	囚徒	職員	囚徒	職員	囚徒	職員	囚 徒	職員	囚徒	職員
明治24	2,357	327	2,630	353	663	107	1,200	167		
明治25	2,338	311	2,549	347	1,291	201	769	152		
明治26	1,497	235	2,502	313	1,943	267	1,288	197		
明治27	1,449	238	1,953	274	2,285	290	1,272	174		
明治28	1,393	231	1,713	247	1,383	217	1,220	194	1,313	196
明治29	1,561	235	1,561	203	1,371	190	1,176	不明	1,172	196
明治30	1,028	188	1,003	191	965	175	一時閉鎖	不明	797	155
明治31	897	183	847	177	795	186	100	不明	679	146
明治32	945	190	893	182	674	193	248	不明	699	152

資料：各年の『北海道集治監統計書』および『北海道集治監年報』

明治30年は英照皇太后崩御にともなう大赦および減刑が発令された。

本稿の関心は、集治監それ自体の建設事情ではなく、集治監の周辺に形成された集落や、そこに住む人々の側にある。しかし、ここでは、のちの議論に必要な範囲で、集治監設立前後の状況を概観しておく。

一八七四（明治七）年の佐賀の乱から一八七七（明治一〇年）の西南戦争にかけて、国内では反政府の動きが激化した。そのころ、新政府は、江戸時代以来の行刑制度の改革に着手し、不平等条約是正へ向けて<sup>(13)</sup>、新たに懲役刑の導入や、拷問の廃止を実施した。反乱に関与して捕えられた人々は、国事犯として懲役に服することになり、その結果、懲役囚の急増で、従来の監獄だけでは収容しきれない状態となった。そこで政府は、富国強兵の基盤となる未開地の開拓や鉱産資源の開発と、政府にとって危険な存在である囚徒の隔離とを、一挙に両立させようという方針を打ち出す。すなわち囚人労働による北海道開拓の構想が登場したのである。その拠点となる行刑施設が集治監であった。

集治監とは、罪人のなかでも徒刑<sup>(14)</sup>、流刑<sup>(15)</sup>の男囚だけ

表 2 道内各集治監における収容者の罪質

(単位:人)

監名	年	収容者	容計	殺致	人・死	強盗	窃盗	盗傷	害書	放火・未遂	貨偽	幣造	その他
樺戸	明治24 明治28	2,351 1,393		196 145	1,439 828	112 70	362 198	127 77	35 23	80 52			
空知	明治24 明治28	2,630 1,710		192 165	2,100 1,021	25 31	25 286	141 97	55 36	92 74			
釧路	明治24 明治28	663 1,371		81 276	440 445	16 10	4 355	69 164	24 51	29 70			
網走	明治24 明治28	1,200 1,220		113 114	628 664	22 36	243 245	115 93	29 26	50 42			
十勝	明治28	1,313		163	659	27	266	102	28	68			

資料:『北海道集治監第一回統計書』および『北海道集治監第五回年報』

を収容する施設をいう。実際には、流刑該当者はごく少数で、収容者のほとんどは、刑期十二年を越える徒刑であった(16)。したがって、極刑の者はいなかったが、当時の一般監獄(17)と比べて、重罪の男囚ばかりが集中することになった。表1にみるように、収容者の罪質では強盗、傷害、殺人などが多い。大衆から極悪の徒とみられていたが、この中には前述の国事犯者に加えて、自由民権論者も含まれていた(18)。

### (二) 各監の主要な事業

道内最初の集治監(19)建設地は、石狩国樺戸郡スベツプトに決定した。その経緯は、重松一義の論述(20)に詳しい。要点を示せば、用地選定にあたった内務省は、地味を重視したのである。肥沃で広大な原野を求め、囚徒の逃走に対する地形的障壁の有無は意識しなかった。一八八一(明治一四)年、樺戸集治監は開庁した。前年には、樺戸郡全域で戸数二、人口一八(21)という状況であったから、ほぼ無住の地に出現したことになる。この開庁と同時に、初代典獄(22)月形潔の姓から命名された月形村が発足した。初年度に収監された囚徒数は五〇〇であったが、表2にみるようにこの数は年を追って増加し、一八九一年には二、三五七を数えた。囚徒は直ちに農地開拓と、道路建設に従事させられた。樺戸

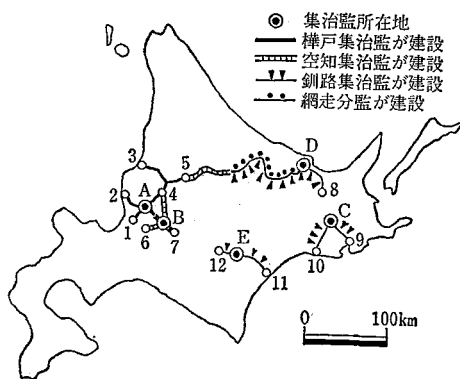


図1. 道内の集治監所在地および囚人労働による道路建設

A：樺戸集治監(月形) B：空知集治監(市来知) C：釧路集治監(熊牛) D：網走分監(最寄) E：十勝分監(下帯広)

1. 当別, 2. 厚田, 3. 増毛, 4. 空知太(滝川), 5. 忠別(旭川), 6. 岩見沢, 7. 幌内, 8. 跡佐登, 9. 厚岸, 10. 釧路, 11. 大津, 12. 伏古(西帯広), 標茶～跡佐登間は軽便鉄道が連絡

治監は、一八八五(明治一八)年、釧路国川上郡熊牛村標茶<sup>27)</sup>(シベチャ)に設置された。当監の目的は、北方約四〇キロメートルにある跡佐登(アトサヌプリ)硫黄山の開発にあった。しかし、囚徒によるこの作業は、硫黄の粉塵と亜硫酸ガスとで羅病・死亡者が続出し、あたかも「緩慢なる死刑」<sup>28)</sup>という状況を呈した。そのため、二年間で集治監はこの採掘から手を引いた。以後、囚徒の外役は、道路建設・農地開拓・屯田兵舎建設に重点がおかれた。網走は一八九一(明治二四)年、十勝は一八九五(明治二八)年、それぞれ組織上は樺戸の分監として開庁した。網走分監の所在地は、北見国網走郡最寄(モヨロ)村<sup>29)</sup>で、設置目的は道路建設にあった。しかし、その工事は突貫作業により早期に終了し、以後は農業開拓となった。十勝分監は、十勝国河西郡下帯広村<sup>30)</sup>に設置された。帯広

開庁の翌年一八八二(明治一五)年には、石狩国空知郡市来知(イチキシリ)村<sup>25)</sup>に、空知集治監が設置された。この地は、一八七二(明治五)年に石炭塊が発見され、地質調査によって煤田の開発が有望視されていた。当監設置の目的はこの煤田開発にあり、囚徒を採鉱に動員して幌内煤田の基礎を築いた。道路建設も重要な使命で、樺戸集治監と共同で月形・市来知間<sup>26)</sup>をまず建設した。そのほか図1に示すように、各監とも道路建設に力を注いだ。釧路集

には、農業開拓の先駆としてすでに晩成社が入植していたが、パッタの異常発生などにより大打撃を受けていた。これを再興、拡大することが、当監の使命であった。十勝分監開庁の直後、日本は日清戦争の勝利によって台湾を獲得した。これを契機に、開拓事業は新たに南方植民地に目が向けられてゆく。北海道における集治監の設置は、この十勝が最後となった。そして、一九〇一（明治三四）年には空知・釧路、一九一九（大正八）年には樺戸の各監が廃止された。網走と十勝はともに刑務所となって、現在も存続している。

以上みてきたように、各監にはそれぞれの開拓目的があり、立地もそれに基づくものであった。しかし、いずれも、囚徒の外役により開拓の基礎を築いた点では共通していた。

#### 四 集落形成と集治監像

北海道の集治監を対象とした研究は、大別して、(一)行刑史<sup>(31)</sup>、北海道開拓史<sup>(32)</sup>、自由民権運動史<sup>(33)</sup>、人権尊重論<sup>(34)</sup>の各方面から進められてきた。集落発達を中心課題とした研究は少ないが、集治監の設置がいわゆる市街地の形成を促進した点については、寺本界雄<sup>(35)</sup>、山田誠<sup>(36)</sup>、川崎茂<sup>(37)</sup>、高野史男<sup>(38)</sup>がこれを認めている。しかし、「嫌われ空間」としての性質をもつ集治監が人々を誘引し、市街地形成の契機となりえた理由については、疑問が抱かれなかった。そこで、この点を視座に据えながら、各監周辺における集落形成についてみてゆきたい。

##### 〔樺戸集治監〕

図2は、一九五一年編集の「連絡図」<sup>(39)</sup>をベースマップとし、『明治二十年十二月戸籍簿』<sup>(40)</sup>における本籍登録地を示したものである。本図において、集治監の形状は「北海道集治監建物配置平面図」<sup>(41)</sup>を、官舎区域については



図 2 月形市街における本籍登録地の分布 (明治20年)

官舎を本籍とする者・登録地不明の者は図示していない。

資料：月形村 (1887) 『戸籍簿』



が形成されたとはいえない。そこで、本籍地をみたのである。「本籍」登録は、一時的な滞在を示す「寄留<sup>(4)</sup>」と異なり、そこに定住の意図を読みとることができる。定住の意思決定は、当地における一定期間の居住経験に裏づけられたものと考え、本稿では、この本籍登録地を、比較的早期に居住が開始された場所とみてゆく。

さて、登録地は集治監のある市北に集中し、塊状を呈している。市南には少なく、集落形成は市北より遅れてい

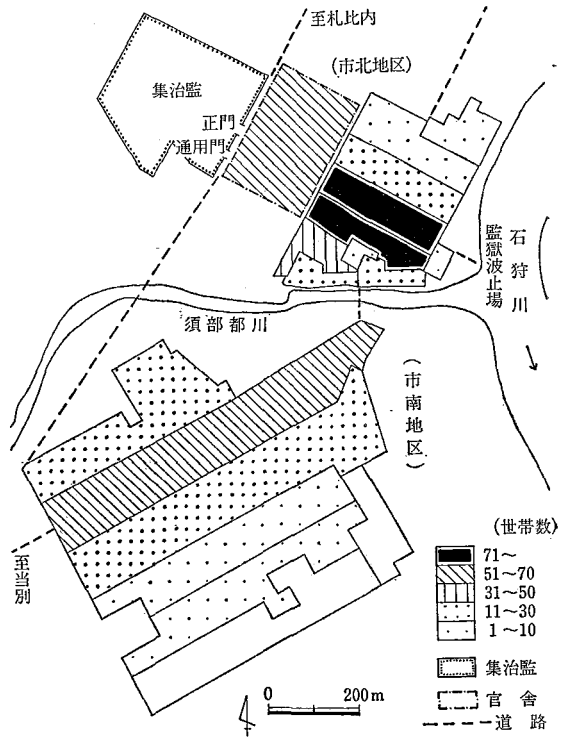


図3 月形市街における字別居住世帯数 (明治20年代)

資料：月形村 (1887) 『戸籍簿』・月形村 (1889) 『寄留簿』

「樺戸監獄官舎配置図」(4)を参考とした。まず地割をみると、須部都(スベツ)川の両岸に整然と区画された区域が広がる。これが月形市街である。近年、須部都以北を市北(シホク)、以南を市南(シナン)とよんでいる。北海道においては、計画的に市街区画がなされる例が多いが、月形もその一つであった。ここでは、市街地は集治監によって開墾され、区画されて、有償で貸下げられたのである。しかし、区画が整備されても、居住者がなければ集落

表 3 月形市街における寄留世帯の職業  
(単位：世帯)

業 種	世 帯 数
官 吏	40
医 師	1
巡 査	1
旅 料	11
西 菓	11
豆 腐	1
小 荒	2
小 薬	2
古 小	1
質 理	10
浴 雑	1
大 木	1
杣 桎	1
炭 鍛	9
土 水	1
農 業	1
人 理	22
洋 料	23
理 店	16
子 屋	11
腐 屋	3
百 物	1
問 種	2
物 物	2
売 物	1
	7
計	183

資料：月形村 (1884) 『寄留簿』

る。次に本籍と寄留とを合算した、居住世帯全体を検討する。資料として、さきの戸籍簿と同一年次の寄留簿が得られないため、一年八か月の差はあるが、『明治二十二年八月改正寄留簿』(44)を用いた。市街の字別に居住世帯数を集計し、図化したものが図3である。居住世帯は市北に多く、なかでも集治監の正門と監獄波止場を結ぶ道路沿い(本町通)と、通用門前の道路沿い(富本町)に集中している。市南では、当別へ通ずる道路沿い(緑町)は世帯数が増加しているが、市北ほどの集中はみられない。

このように、月形の特に市北においては、極めて集治監に近接した集落が形成された。では、集治監はどのように人々を誘引するのであろうか。図2において、戸長役場や警察分署、さらに、監獄波止場とよばれた河港も市北に存在することに注意したい。戸長役場は、一八八二(明治一五)年に設置された。制度改革により、のちに郡役所とよ

ばれる時期があり、その期間中は、集治監の典獄が郡長を兼務している。典獄は、地方としては数少ない高級官吏であり、地方行政機関の代行能力を十分にもっていた。むしろ、中央機関として、情報や権限は上位であった。したがって、戸長役場が集治監に近接することは、業務上、有利な面があった。警察分署は、戸長役場に併設されていた。一時期、典獄は警察分署長を兼務している。公共サービス機関としては、郵便取扱所が集治監内にあった。さらに、集治監の医師は民間人の診療もしていた。このように、行政・サービス諸機関は、集治監と直接的な関係をもって存在していた。その諸機関の存在を通して、人々は誘引されたのである。

いっぽう、石狩川の河港は江別方面と結ばれており、特に、収監囚徒の移送と物資輸送で活況を呈した。物資輸送に関連して、月形における商工業の状況をみておく必要がある。表3は、『明治十七稔一月起寄留原簿』<sup>(45)</sup>によって、月形市街寄留世帯の職業別構成を集計したものである。月形には、官吏と建設工事関係者が多いことがわかるが、それとともに、各種の商業が営まれていた。米穀を取扱った荒物商は従事者が多く、需要が多かったことを示している。このころ、集治監では農地開拓を進めて、自給自足による経営を目ざしていた。粟・燕麦・大豆・トウモロコシは、収穫もできた。しかし、米は難しかった。囚徒の主食には、労役の程度によって四分から五分の割合で白米が供与される。そこで、稲の試作も毎年行われていたのであるが、量質ともに実用できなかった。雑穀も、天候や虫の影響を受けることがあり、安定とはいえなかった。

こうして、農業面での自給自足は成立せず、穀類は大量に購入されることになった。また、囚徒は労役により得た給与金で、煮魚、獣肉、鶏卵、カズノコなどを購入している。集治監では、漁業と畜産には手を出さなかったため、これらの品も購入したのである。食糧以外では、外役用の工具や衣料などが購入された。このように、集治監は大き

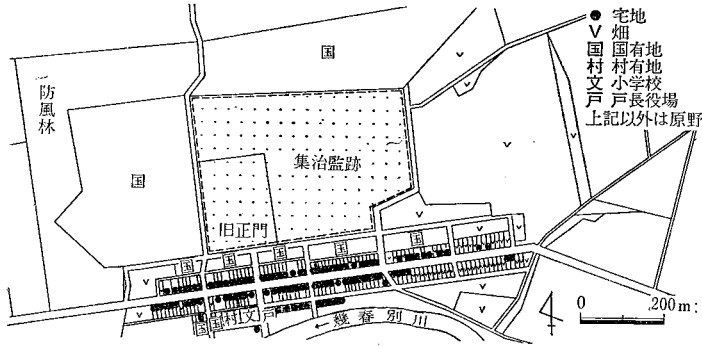


図4 「境界査定図」による市来知の土地利用（大正14年）  
資料：北海道庁（1925）「境界査定図」

な購買力を持ち、御用商人を育成し、さらに、市街居住者対象の商業を成立させた。河港の活況は、広域のヒンターランドに支えられたものではなく、単に集治監と月形市街の需要だけに依存していた。集治監には、以上述べたように、行政・公共サービス機能と商業・流通機能という二つの人口誘引力があった。その誘引作用によって形成された月形は、空間的パターン・プロセス両面からみて、集治監を核とした集落とよぶことができる。

#### 〔空知集治監〕

図4は、市来知の土地利用を、一九二五（大正一四）年の「土地連絡図」をもとに表わしたものである。この年には、すでに集治監は廃監になっている。しかし、地籍が描かれた地図として、この図は最も古い時期のものであるため、資料として用いた。

この図から、市来知に形成された集落は、東西約一キロメートルの街村形態を示したことがわかる。それは月形と同様、集治監と近接している。では、空知の場合、集治監の人口誘引力はどのような内容であったか。それを考えるうえで、渥美昌雄採録による来住体験者の回想談(46)は興味深い。関連部分を引用する。

「…(略)…明治四年樺戸に集治監が出来た。来年は市来知にも空知集治監が出来るさうだ。札幌でこの話を聞いて、一つ乗りこんで行つて一働きしようかなと考へた…それから沢山の人が入つて来た。段々と賑やかになる。この年の七月五日に東京から渡辺典獄が見えた…あちこちに仕事小屋が建つ、人家が出来る。集治監の位置とか町の区画とかが進むと工事はどんどん形に現れてくる…明治十五年六月、仮集治監として第一回目七十余人の囚人を連れて来た…黒罍を廻らした集治監は広大で実に見事なものであつた…病院の出来たのは集治監開庁と同時にあつた。始めは監内に設けられ、午前中は集治監関係、午後は市街の人々を診察してくれた…空知郡夕張郡といふ広い区域で病院や郵便局があるのは市来知だけであつた…市来知は水が悪いために、あちこちに井戸を掘つたが駄目だつた…囚人の手によつて広大な水源地が出来、鉄管でそれを市街に引いたので一同漸く水の心配から開放された…市来知神社は明治二十一年に建設されたのである。最初は渡辺典獄の来た七月五日を大祭日とし、その余興として集治監から沢山の馬を出して競馬をやつた…監内の芝居小屋がなくなつてからは市街の芝居が大入満員であつた…典獄はその間三代変つたが何といつても初代渡辺典獄は偉い人で我々は終世忘れることは出来ない…」

この話者の職業や、市来知来住以前の生活については記載がない。しかし、病院の箇所で「午後は市街の人々を診察してくれた」とあり、官吏ではなく、市街居住者の一人であつたとみられる。この回想録で注目すべき点は、集治監や囚徒が全く嫌われていないことである。むしろ、典獄や囚徒に感謝し、集治監を誇る心情が表われている。つまり、市来知に来て職を得た話者にとつて、集治監の存在は収入の基盤であつた。監内病院の存在は、健康維持に不可欠であり、集治監の競馬や芝居小屋は娯楽の中心であつた。また、典獄は、囚徒を指揮して市街を整備し、水道を建設した市来知の恩人である。話者の認識は、こう表現することができる。しかも、この認識は話者一人のものではなく、市来知市街の人々に共通していた。それは、神社の祭日に、初代典獄の到着の日が選ばれていることから明らかである。これが、来住した人々からみた集治監像であつた。このような集治監像を描いたからこそ、人々は集治監を核とした集落を形成し、維持してきたのであつた。

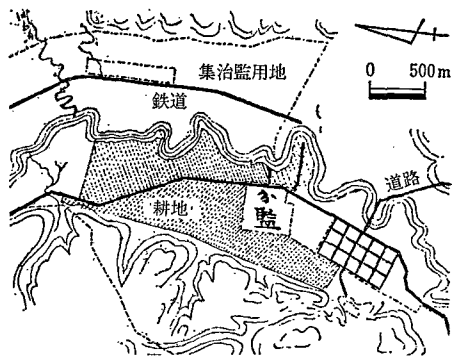


図5 釧路分監と標茶市街（明治27年）

資料：「北海道集治監第四回年報」

#### 〔釧路集治監〕

図5は、「釧路分監所属地」(47)の図である。当監は、一八九四年から北海道集治監釧路分監と改称されたため、本図では「分監」と表示されている。分監の南方には、方格状の市街地区画が描かれている。これは、開庁の二年後に設定されたもので、それ以前から集落は形成されていた。標茶では「土地連絡図」が作成されなかったために、その集落の位置を確めることは難しい。しかし、標茶町史編纂委員会によれば、「店舗、人家は集治監前より通じ左折して開運橋に至る十間道路を中心とその両側に建設され」(48)、「表通りは立派だったが裏通りはほとんどなかった」(49)とされる。つまり、集治監から南方へ約一キロメートル続く街村だったとみられる。戸長役場や警察は、集治監内に設置され、陸軍の軍馬補充支部が設置され、市街地区画内の集落形成が促進されたが、集治監在監当時においては、それが集落形成の核となっていた。

#### 〔網走分監〕

網走における市街地形成は、空間的パターンからみると前三者と異なる。すなわち、図6に示すように、市街地は分監（本図では網走監獄署と改称されている）とは連担せず、約三キロメートル距って存在している。これは、前三

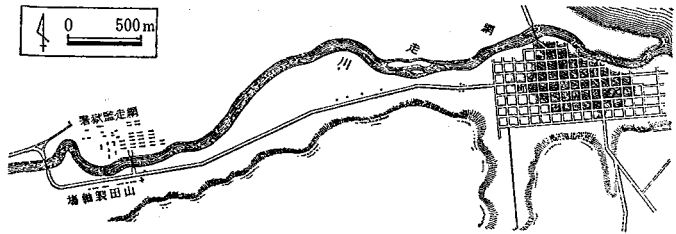


図6 網走市街地と監獄署の位置

資料：北海道庁（1903）殖民地地区画図「北見国網走郡クルマトマナイ原野区画図」

者が、いずれも集治監建設によって初めて集落が形成され、その後市街地区画が整備されたのに対し、網走の場合は、分監建設以前に市街地区画がなされていたことによる。網走は、近世の「場所」以来、近江商人藤野家の出稼ぎ根拠地となっていた。その地に一八八〇（明治一三）年、郡役所が設置され、翌年、市街地区画が行われて北見町と改称される。そして、分監開庁までの十年間に、警察分署、病院、郵便取扱所が北見町内に設置されていた。

しかし、これらの諸官庁だけでは就業機会の増大につながらず、大幅な人口増加は、分監建設が契機となった。北見町は、一八九一（明治二四）年には戸数一八七、人口七〇九であったが、二年後に戸数三三一、人口一、六六四、六年後には戸数四二二、人口三、四四二となっている<sup>(50)</sup>。分監付近には、囚徒の労働力に依存したマッチの軸木工場と、本図だけではわかりにくい、小間物商一軒<sup>(51)</sup>とが立地しているに過ぎなかった。結局、網走においても他監と同様、集治監は人口を誘引して集落を形成させたが、その位置は、すでに建設されていた市街地区画内であった。

〔十勝分監〕

帯広市街の形成に十勝分監の果たした役割が大きいことは、先学による指摘がある<sup>(52)</sup>。分監開庁二年前に、戸数一四、人口九一であった下帯広村が、開庁二年後には、戸数四三二、人口一、九二六になる<sup>(53)</sup>ことから、これは

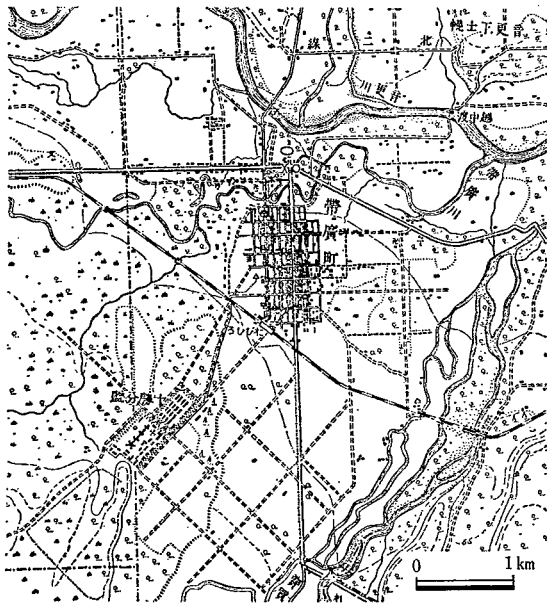


図7 帯広市街と分監の位置

資料：陸地測量部（1911）仮製五万分一図「帯広」

確かめられる。ただし、図7にみるように、分監と市街は連担しなかった。理由は、前述した網走と共通する。すなわち、晩成社の入植後、市街地区画と諸官庁の設置がなされ、分監建設がそののちになったのである。

以上、集治監が存在した五か所について、集治監と形成された集落との関係を見てきた。その結果、集治監の建設によって多くの人口が誘引され、集落形成が促進したことは、すべてに共通していた。しかしながら、形成された集落の位置からみると、次の二つに分類できる。

A 集治監と連担して集落が形成されている形態——月形・市来知・標茶  
 B 集治監と集落とが連担せずに距って存在する形態——網走・帯広

Aタイプは、いわば空間的パターン・プロセス両面から、集治監が核となって形成された集落である。Bタイプは、プロセスだけが集治監を核とする。また、Aタイプは、集治監の建設によって初めてその土地に集落が形成された場合にみられ、行政・公共サービス機関は集治監付近に立地していた。Bタイプは、集治監建設以前に市街地区画



表 4 道内各集治監における逃走囚徒数  
(単位：人)

年	監名					十勝
	樺戸	空知	釧路	網走	走	
明治14	8					
明治16	32	50				
明治18	10	8	1			
明治20	4	27	5			
明治22	39	43	2			
明治24	31	68	35	2		
明治26	4	4	10	5		
明治28	2	—	—	—		1

資料：『北海道集治監第五回年報』

が整備され、その区画内に行政・公共サービス機関が設置された場合に出現した。重要な点として、いずれのタイプにおいても、集治監の存在に価値を見出して来住し、定着した人々があり、そこには独特な集治監像が見出された。

## 五 住民と囚徒の接点

### (一) 囚徒の脅威

集治監の存在によって形成された集落は、日立や新居浜のような単一企業都市、いわゆる「企業城下町」と共通する一面をもっていた。

しかし、集治監は善良な人々が働く工場とは異なり、さきに表2で示したような犯罪経験者の集団である。囚徒が周辺地域にもたらす悪影響はなかったのだろうか。表4は、逃走した囚徒の数を示している(54)。逃走には、脱獄のほかに、外役中の逃亡も含まれる。これをみると、各監とも逃走事件が多発していたことがわかる。逃走囚は、周辺地域で窃盗や強盗を繰り返す。赤い獄衣を捨て、一般と同様の身なりになるために衣類を奪い、空腹を充たすために米、味噌や炊事用の鍋を奪う(55)。姿を見られれば、密告を恐れて殺人も凶行した。逃走後に生きのびる方法は、これしかなかった。逃走囚による被害は、厚田、新十津川のように、集治監から二〇キロメートル以上離れた地域でも発生したが、集治監付近でも発生した(56)。逃走後、しばらく集治監付近に潜むと、追う側の逃走距離の推計に狂いが生ずるのである。逃走が発生すると、集治監では半鐘を連打し、看守

が捜索に歩いた。住民の対応は、消防団員が自警をすることであった。

このように、逃走囚の存在は、周辺住民にとって最も警戒すべきことであった。これは、居住環境としては非常に不利な条件であり、住民が集治監を嫌ったとしても、その心情は理解できる。しかし、住民の間に、特にそのような心情を背景とした行動はみられない。逃走事件の発生にしばしば遭遇した月形在住者は、それを理由に転出しようと考えたことは全くなかった(98)という。各監とも、囚徒の逃走は、開庁当初から発生している。それにもかかわらず人口は増加が著しかったのであるから、人々は、これを承知したうえで来住したとみるべきであろう。

## (二) 日常生活と囚徒

住民は、どのような囚徒像を描いていたのであろうか。ここでは、さきに述べた集治監像を補う意味で、この点を検討する。

住民と囚徒が個人的に接する機会は、ほとんど存在しなかったといつてよい。のちに、網走の外役所で物々交換が行われた例もある(99)が、一般的には、囚徒の集団外役が住民の目に触れるという関わり方であった。しかし、これは極めて重要な意味をもっていたのである。草創期の月形では、市街の道路や橋・寺・学校・旅館などの建設や、農場開拓・灌漑用水路工事に囚徒があたった。その作業は、常に住民の目に触れており、生活の基盤を囚徒が作ったという理解が、住民の間に浸透してゆくことになった。一八九四年以降、囚徒の外役は減少したが、廃止されたわけではなかった。さきの図2に、明治末年の月形市街における囚徒の外役路を示した(99)。市南の農場へは中心街を通らずに往復するが、集治監正門前の道路は、まさに外役の場であった。ここでは、石狩川上流で伐採した木材を陸揚げし、集治監まで運搬する作業が連日行われていた。厳しい監視のもととはいえ、木材を運搬する囚徒の姿は、住民の

目には勤勉な人間像に映った。また、「外役があった精か、囚人は民間との親しみがあった：(略)：どうしてあの様なきちんとした躰けが出来たのか、応待なども放免になってもその態度は崩れなかった」<sup>(60)</sup>という評価も受けていた。この背景には教誨師の存在もあった。教誨師の宗派には浄土真宗が多かった<sup>(61)</sup>が、キリスト教の例もあり、必ずしも宗教上統一されていたわけではない。しかし、集治監では教誨師を周辺市街地に居住させ、彼らは一般の人々の宗教生活とも密接なつながりをもった。この点にも注意をする必要がある。

いっぽう、内役においても、住民と囚徒との関わりはあった。冬期を中心に行われる屋内作業は、直接住民の目に触れることはなかったが、木工品などは市販された。標茶には、囚徒作製家具の専門店が存在した<sup>(62)</sup>。月形では、多くの家庭が、囚徒作製の箆笥、仏壇、火鉢、鉄瓶などを使用していた<sup>(63)</sup>。これらは精巧にできているとして、住民から愛好されており、外役時の勤勉な囚徒像を補強した。

### (三) 住民構成の特色

集治監像や囚徒像の形成を、本稿では、住民と集治監および囚徒とのつながりという面から説明してきた。しかし、同時に、そのような認識をもつ人々の属性という観点からも検討する必要がある。そこで、月形を事例として、分身地と身分という二つの側面から、住民構成の特色を考える。出身地については、一八八九(明治二二)年の寄留簿を再び用いることが有効であろう。寄留簿に記載された本籍地は、その世帯の出身地とみなしうるからである。ところで、北海道への来住者の出身地域については、すでに北海道(庁)により考察がまとめられている<sup>(64)</sup>。しかし、道内移住は検討の対象とならなかった。ところが月形寄留世帯の出身道府県をみると、四国・九州に及ぶ全国的分布を示すなかで、世帯数の最も多いのは北海道である。すなわち、道内移住ということになる。新潟県がこれに次ぎ、

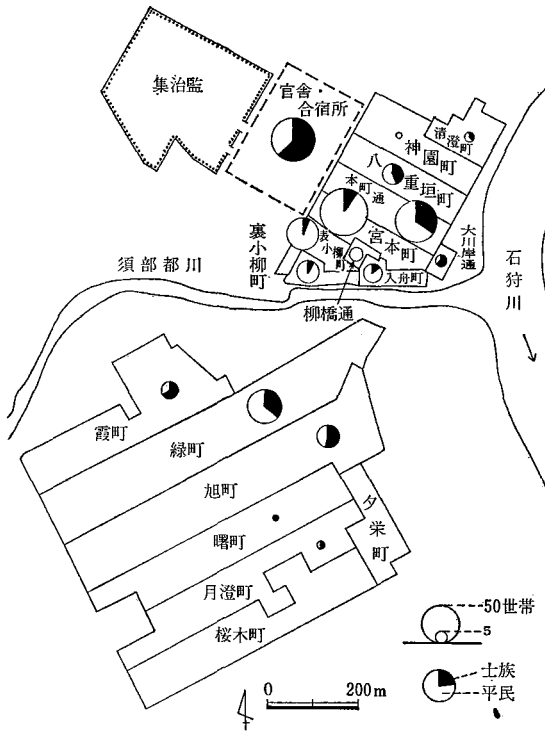


図 8 月形市街における字別・身分別寄留世帯数 (明治22年)  
資料: 月形村 (1889) 『寄留簿』

以下、東北各県および東京府と続く。いっぽう、道府県内の地域別では、札幌区と新潟県の村上本町に出身世帯の集  
中がみられた。以下、弘前、小樽、函館と続き、遠隔地域では萩、高知など城下町が目立つ。このように、出身地か  
らみた月形市街の住民構成の特色は、道内移住世帯と城下町出身世帯の多いことであった。

道内移住者の多くは、遡れば道外出身者であろう。しかし、いったん道内に本籍登録をしていることに意味があ  
る。すなわち、道内の前住地におい  
て定住を意図して生活を開始した  
が、何らかの形で挫折し、その地  
における前途に見切りをつけたこと  
を表わす。それは経済的には窮乏状  
態であり、同時に、宮本常一のい  
う「敗北者」(66)の立場に立たされて  
いた。いっぽう、囚徒も人生の「敗  
北者」とよべる。しかし、犯罪者で  
あるという点において、来住者より  
も劣等の「敗北者」であった。その  
存在は、窮地に立たされた来住者か  
らみると、ともに「敗北」という点

で共感をもたらし、同時にそれを基盤としながら、来住者にわずかな優越感を与えた。来住者が囚徒を嫌わない理由の一面が、ここに見出せる。

次に、城下町出身者についてみていく。『寄留簿』(67)によると、城下町出身のほとんどは士族である。そこで、士族を中心に身分構成を検討する。ただし、身分の分類については配慮を要する。本稿では、他の有無にかかわらず、士族と平民に二分して論述を進める。図8に示すように、月形市街には士族世帯が存在していた。本図では、三〇%の世帯(人口比では四一%)が士族である。本籍登録世帯(68)ではさらに多く、三八%(人口比で五一%)を占める。初期には、士族の大部分は集治監の官吏であったが、次第に退職者が出るなどして、本図にみるように、市街各所に民間の士族が出現した。

当時、士族は一般に困窮状態にあった。その具体的な状況は、月形への来住者の多い村上本町で顕著であり、矢野正浩によって論じられている(69)。集治監官吏に士族が多いのは、このような経済状態が根底にあるが、それに加えて士族家系の適性が関与していたと考えられる。すなわち、集治監官吏の大部分は、直接囚徒の警備にあたる看守職であり、そこでは維新以来久しく発揮の場を失っていた旧武士の精神を、再び発揚することができたのである。逃走囚に太刀を浴びせたり、在監の反抗囚に木剣を用いることも行われ、精神面だけでなく、武術も活用できた(70)。士族授産による農業開拓では発揮できなかった武勇の精神は、集治監勤務によって活かされたのである。この精神が、月形のすべての士族世帯においてみられたか否かは、速断しがたい。しかし、少なくとも逃走囚の存在が恐怖であるという理由で集治監を嫌うような、いわば「弱音」は、士族世帯においては慎まれたものと考えられる。

#### 四 現代の住民と刑務所誘致

行刑施設を嫌わない心情は、どの時期まで存続するのであろうか。本稿では、ひとまず集治監が存在した時期だけを対象とし、この問題に深くは立入らない。しかし、次の事実には触れておかねばならない。

近年、月形町では二件の施設誘致運動が展開された。一件は一九六九年に始まる少年院誘致運動、もう一件は、一九七五年に始まる刑務所誘致運動である。一九七六年の町民アンケートでは、刑務所誘致に対して賛成六〇六戸、反対二二二戸という結果を示した(72)。この数字によれば、誘致運動を人口停滞地域の振興策として行政が強制したとばかりはいえない面をもつことがわかる。誘致運動の末、二件とも月形への設置が決定したが、興味深いことに、刑務所誘致には対立候補地があった。その候補地とは、三笠市(旧空知集治監所在地)、標茶町(旧釧路集治監所在地)と夕張市、天塩町であった(73)。つまり、かつて集治監が存在した五市町のうち、現在刑務所をもつ網走と帯広を除いた他の三市町が、すべて誘致合戦に加わったのである。

三市町とも、すでに集治監が廃止されて六〇年以上になる。その間には転出、転入者もあり、集治監の時代を直接体験した人々は、現在、極めて少数になった。それだけに、こうした現象を、直ちに過去の認識の存続と決めつけることはできない。しかしまた、偶然の一致とも言い難い。検討は要するが、そこに、過去の認識の問題を解く糸口があると考えたい。

## 六 まとめ

本稿の研究目的は、ひとことでいえば、集治監は「嫌われ空間」であったか否かを明らかにすることであった。そして、その問題の追究は、現代において「嫌われ空間」と認識されている行刑施設を指標として、明治期の北海道に

おける人々の認識を、集落形成という景観を通して明らかにする意図をもっていた。集治監は、大量の囚徒収容施設であり、囚徒の逃走が周辺に脅威を与えるという点では、明らかに「嫌われる」要素をもつものであった。しかし、結果として、道内五か所に設置された集治監には、すべてそれに対応する集落が形成されていた。空間的にみれば、市街地区画の施行が集治監の建設よりあとになる月形・市来知・標茶の各集落は、集治監と近接し、区画が先になされた網走・帯広は、集落が集治監と距りをもつ。しかし、このように距りの大小はあっても、対応する集落が形成されたことは、集治監が嫌われ空間と認識されていない証左だと考えた。

そこで、認識像と認識主体という二つの面の検討に入った。まず認識像については、住民からみた集治監像・囚徒像を述べ、その形成の過程を、人口誘引力や日常の接触という角度から考察した。ここでは、住民にとって、集治監は就業機会を増大する機能を持ち、行政・公共サービス機能を誘引し、娯楽享受の機会をもたらす存在であった。集治監に対する感謝の念や誇りも認められた。同時に、そこに収容されている囚徒は、住民への奉仕を行う勤勉な労働者として、住民の目に映じた。これは、囚徒の外役が、日常的に住民の目に触れることによって、理解の浸透が進んだものである。認識主体については、月形を例として住民の属性を検討した。ここでは、道内移住者にみられる窮乏と敗北感が、囚徒の境遇を身近なものと感じさせ、いっぽうでは、士族の武勇の精神が、囚徒の脅威を寄せつけなかったと考えた。

以上の考察を通して、人々の属性と、集治監や囚徒に対する日常的な接触によって、集治監はその周辺に集落を形成した人々にとって「嫌われ空間」ではなかったということが明らかにになった。なお、残された課題は多い。その一つとして、本稿が抽出した認識像が「明治期北海道」のものであり、そこには時間・空間の両概念が共存している。

実態として、「明治期」「北海道」のどちらに普遍性をもつものか、明確にしてゆく必要がある。仮に「北海道」の比重が大きければ、穴田義孝<sup>9)</sup>による二つの道民精神との対比も必要になるであろう。

付記 本稿は、一九八二年度歴史地理学会大会において発表した内容に加筆修正したものである。本稿の作成にあたり、黒崎千晴・菊地利夫・千葉徳爾各先生からは多大の御教示を頂いた。学会発表時には、田村正夫・竹内啓一・中島義一各先生から有益な御助言を頂き、筑波大学歴史・人類学研究科の院生諸氏には、熱心に討議に加わって頂いた。

また、調査に際しては、月形町役場・三笠市役所・三笠市立博物館・標茶町役場・標茶町中央公民館・網走市役所・網走市立美術館・帯広百年記念館・北海道庁・法務省矯正局および地元住民の方々にたいへんお世話になった。以上、記してあつく御礼を申し上げる次第である。

#### 注および文献

- (1) 菊地利夫(一九七九) 行動歴史地理学の論理と歴史心理、歴史人類、七
- (2) 山田誠(一九七七) 「北海道(四) 開発」、藤岡謙二郎編『日本歴史地理総説 近代編』、吉川弘文館、三二二頁
- (3) 田中啓爾(一九七五) 大東京西郊の地位層——地域性の傾斜——、『第四地理学論文集』、古今書院、八一—二五頁
- (4) 田中啓爾(一九七五) 山手線圏の地域分化的変質、『第四地理学論文集』、古今書院、二六一—四七頁
- (5) 近年、これらの施設や廃棄物・尿尿処理場に対し、「迷惑施設」とよぶことがある。廃棄物の処分空間を地理学的に論じた研究としては、小口千明(一九八一) 廃棄物からみた地域住民の行動特性——廃棄物の地理学的研究序説——、史境、二がある。
- (6) 前掲(3)、二三一—二四頁
- (7) 一九八二年一〇月現在。医療刑務所および少年刑務所を含む。
- (8) 法務省矯正局施設係の集計による。
- (9) 旭川・帯広・盛岡少年・山形・福島・宇都宮(黒羽)・栃木・川越少年・市原・神奈川医療・横須賀・甲府・静岡・長野・新潟・名古屋・岡崎医療・富山・金沢・滋賀・岡山・鳥取・松江・徳島・松山・高知・福岡・佐世保・大分・宮崎・沖縄



の各刑務所および東京・京都・大阪・神戸・小倉の各拘留所である。

- (10) 前掲(8)の見解である。
- (11) 中野区企画部企画課編(一九七九)『中野刑務所移転運動の経過』、中野区企画部企画課、二一七頁
- (12) 中山由五郎(一九二五)『巢鴨総攬』、巢鴨総攬刊行会、七七頁
- (13) 重松一義(一九六八初版、一九八一復刻)『北海道行刑史』、槇書房、一二〇頁
- (14) 懲役刑のことであるが、一八八〇年の監獄則においては、島地において定役に服する場合をいう。
- (15) 島地において拘禁すること。刑期に応じて三―五年拘禁のち、居住が許される。
- (16) 北海道集治監(一八九四)『北海道集治監第三回統計書』、北海道集治監、によると、流刑者は道内全收容者の〇・二%であった。
- (17) 一八九七年には、道内に四か所(札幌・亀田・根室・稚内)の一般監獄があった。
- (18) 供野外吉(一九七二)『獄窓の自由民権者たち―北海道集治監の設置―』、みやま書房、一一―一二頁
- (19) 集治監は、北海道以外に宮城(仙台)・東京(小菅)・三池(大牟田)にも設置された。これらは、北海道に收容する予定の囚徒を集めて、一時的に拘禁する施設であった。
- (20) 前掲(13)、一二七―一四九頁
- (21) 『共武政表』一八八〇年
- (22) 典獄は、集治監・監獄の、現地における最高責任者である。
- (23) 現在の空知支庁樺戸郡月形町である。
- (24) 前掲(16)、一一八―一九頁
- (25) 現在の空知支庁三笠市である。
- (26) この道路は、約一四キロメートルの区間がほぼ直線状に建設された。目標物の乏しい平原地帯であるため、夜間に樺戸側、空知側の山から烽火を上げ、その光を目標として経路を定めたといわれる(前掲(13)、一三四頁)。
- (27) 現在の釧路支庁川上郡標茶町である。
- (28) 標茶町史編纂委員会(一九六六)『標茶町史考前篇』、標茶町、七三頁

- (29) 現在の網走支庁網走市である。
- (30) 現在の十勝支庁帯広市である。
- (31) 前掲(13)は、この分野における研究成果の集大成である。
- (32) 北海道編(一九七三)『新北海道史第四巻』、北海道、をはじめ、各監所在地の市町村誌はこの立場である。
- (33) 前掲(18)
- (34) いわゆる「土工部屋」の問題とともに論じられているものとして、戸崎繁(一九五〇初版、一九八一復刻)『監獄部屋』、みやま書房
- (35) 寺本界雄(一九五〇初版、一九七二復刻)『樺戸監獄史話』、月形町役場、一一六—一一七頁
- (36) 山田誠(一九七二)十勝地域の形成過程と中心集落——地域の動態的考察への一試論——、人文地理二二—二一、一六一—一六九頁
- (37) 川崎茂(一九七二)北海道におけるフロンティア集落としての鉾山集落の形成、船越謙策教授退官記念事業会編『地理科  
学の諸問題』、船越謙策教授退官記念事業会、二四頁
- (38) 高野史男(一九八〇)北海道帯広市の都市形成、高野史男編著『都市形成の地理的基盤』、大明堂、五二頁
- (39) 本州などにおける地籍図にあたる「土地連絡図」を編集したもの。土地連絡図の性格については、森山彰(一九七五)『北海道の地図と当面の地図行政』、札幌法務局、九三—一三四頁、に詳しい。
- (40) 月形町役場所蔵。
- (41) 前掲(16)、巻末付図
- (42) 前掲(35)、一四頁
- (43) 一八七二(明治四)年の戸籍法第一六則によれば、寄留とは、本籍地以外の場所に九〇日以上逗留することをいう。
- (44) 月形町役場所蔵。この資料には一部欠損があるため、考察は概観を知ることとどめた。職業の記載はない。
- (45) 月形町役場所蔵。同様の体裁で明治一六年版もあり、毎年作成されたようであるが、職業が記載されているのはこの年代である。寄留先の字、地番の記載はない。
- (46) 渥美昌雄(一九三九)古老に聞く市来知の往時、由良友彦編『三笠山大観』、由良新聞店刊行部、七八—八二頁
- (47) 北海道集治監(一九九五)『北海道集治監第四回年報』、北海道集治監、巻末付図

- (48) 前掲(28)、一一四頁。なお、左折は右折の誤記と思われる。
- (49) 前掲(28)、一一六頁
- (50) 『徵発物件一覽表』、明治二十四年、明治二十六年、明治三〇年
- (51) 松井十郎(一八九四)『北海道実業人名録』、北海道実業人名録編纂所、四三二―四三三頁
- (52) 前掲(36) および前掲(38)
- (53) 前掲(50)、明治二十六年、明治三〇年
- (54) 北海道集治監(一八九六)『北海道集治監第五回年報』、北海道集治監、二〇―二二頁
- (55) 北海道警察史編集委員会編(一九六八)『北海道警察史(一)』明治・大正編』、北海道警察本部、六三六―六三八頁
- (56) 前掲(35)、一八四―一八六頁
- (57) 月形町、丸山四郎吉氏談
- (58) 網走市、河田由春氏談
- (59) 前掲(57) 氏の教示による。
- (60) 前掲(13)、二七四―二七五頁
- (61) 真宗本願寺派本願寺・真宗大谷派本願寺編(一九二七)『日本監獄教誨史』、真宗本願寺派本願寺・真宗大谷派本願寺、一七五―一八〇四頁
- (62) 前掲(28)、一二二頁
- (63) 北海道行刑資料館(月形町)の展示品および前掲(57)氏談
- (64) 前掲(44)を用いた。
- (65) 前掲(32)四五―四八一頁
- (66) 宮本常一(一九六三)『開拓の歴史』、未来社、二二六頁
- (67) 前掲(44)を用いた。
- (68) 前掲(40)を用いた。
- (69) 矢野正浩(一九八二)村上定期市の成立、郷土村上、四四、六一―六六頁

▼

- (70) 前掲(35)一五四—二一〇頁
- (71) 『広報つきがた』一九七六年一〇月号、月形町役場
- (72) 前掲(8)
- (73) 穴田義孝(二九八〇)『もう一つの開拓——道民性の探求——』、人間の科学社